

市原市役所の確定申告書作成会場について

平成 28 年分確定申告における市原市役所の確定申告書作成会場は、下記のとおり開設します。

一 覧

1 開設期間は2月末まで

【所得税の確定申告相談期間】（土日除く）

2月16日(木)～2月28日(火)

3月分は確定申告相談を実施しません。（作成済み確定申告書の提出のみの受付も実施しません。）※市県民税の申告は、3月15日まで実施します。

2 受付時間は15時まで

【所得税の確定申告受付時間】

9時～15時（昨年より1時間短縮）

※市県民税の申告は、17時15分まで実施します。

3 確定申告書の提出所はありません

昨年同様、市原市役所会場には、確定申告書の提出所はありません。税務署職員の派遣もありません。税務署印（收受印）が必要な方や作成済みの申告書は、千葉南税務署へ提出してください。（郵送可）

〒260-8688 千葉市中央区蘇我5丁目9番1号 ☎043-261-5571

以上のように、期間等が昨年と変更になりますのでご注意ください。

裏面につづく

4 相談対象者は給与所得者・年金受給者のみ

次の方は市原市役所会場では相談できません。千葉南税務署をご利用ください。

- ◆ 営業・農業・不動産所得、一時・配当所得、土地・建物及び株式等の譲渡所得等、「年金・給与」以外の所得がある方。
- ◆ 住宅ローン控除を初めて受ける方。

5 申告書へマイナンバーの記載を

平成28年分の申告から、申告書に「**マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示または写しの添付**」が必要です。申告書作成会場へ来られる方は、忘れずにお持ちください。

【番号確認書類】

マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載のあるものに限る。） など

【身元確認書類】

運転免許証、パスポート、在留カード、公的医療保険の被保険者証、身体障害者手帳 など
※マイナンバーカードがあれば、身元確認書類は不要。

～確定申告は自宅のパソコンで作成を～

確定申告は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。

自分で作成して、税務署に提出する「自書申告」にご協力をお願いします。

【問合せ先】 千葉南税務署 個人課税第1部門 043-261-5571（代表）
市原市役所 財政部 市民税課 0436-23-9811（直通）

【税理士による無料申告相談】

次のとおり、税理士による無料申告相談を実施します。

会場	実施日（2日間）	受付時間	問合せ先
アネッサ	2月7・8日（火・水）	9:00～12:00 13:00～15:30	千葉南税務署 043-261-5571

※当会場には、自宅等で作成済みの申告書の提出所はありません。

千葉南税務署へ提出願います。（郵送可）〒260-8688 千葉市中央区蘇我5丁目9番1号